

神山町定額減税補足給付金（不足額給付）申請書

様式3号

※ 定額減税補足給付金（不足額給付）とは、令和6年に支給した調整給付金（当初給付分）^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金（当初給付分）とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった（＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度個人住民税の課税市区町村)	
神山町長	殿

※本様式は、定額減税補足給付金（不足額給付）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。
以下の内容を確認して、令和7年10月31日（当日消印有効）までに、この申請書と本人確認書類等を返送してください。

【本様式での申請が必要な方の例】
令和7年1月1日に神山町に住民票登録のある方で、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和5年度もしくは令和6年度の非課税世帯（又は均等割のみ世帯）向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって
○青色事業専従者 または 事業専従者の方
○合計所得金額が48万円超である方

1. 申請者

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名			
	男 女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※現住所から異動予定の場合、当給付金にかかる通知が届かない可能性があるため、転居届等の手続きをお願いいたします。

※以下住所欄は現住所と異なる場合のみ必ずご記入ください（支給要件の有無の判断に必要となります）。

令和5年1月1日時点でお住まいだった住所	令和5年12月1日時点でお住まいだった住所
令和6年1月1日時点でお住まいだった住所	令和6年6月3日時点でお住まいだった住所

【代理申請を行う場合のみ記入】

代理人	(フリガナ)	本人との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人現住所 電話 ()
	代理人氏名			

2. 振込口座（原則、「1. 申請者」の口座とします。）

以下のいずれか一つのチェック欄(□)にレを入れてください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 協賛 3 信組 7 信連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			
ゆうちょ銀行	通帳記号 0 桁目がある場合は ※欄にご記入下さい		通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※			

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は神山町役場健康福祉課（電話：088-676-1114）にお問い合わせください。裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。神山町における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて市町村に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、神山町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。また、提出いただいた資料が不備等により正しく算定できない場合、神山町で確認した結果を基に算定することについて同意します。
- ④ 以下のいずれにも該当しません。
- ・ 令和6年度に実施された定額減税について、本人または扶養親族として対象であった
 - ・ 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付の対象(世帯主・世帯員)であった
 - ・ 令和6年度に実施された調整給付金を本人分または扶養親族等分として受給対象であった

提出書類

☐ 『神山町定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

誓約・同意事項(裏面上部)

申請者(または代理人)の氏名など(表面中部)

振込口座(表面下部)署名(裏面下部)

☐ 『事業主の令和6年分所得税確定申告書または令和6年分青色事業専従者に関する届出書の写しコピー等

※青色事業専従者または事業専従者の方のみご用意ください。

☐ 『令和6年度個人住民税納税通知書写し(コピー) または令和6年度所得課税証明書の写し(コピー)』

※令和6年中に神山町に転入された方のみご用意ください。

☐ 『申請者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)のいずれか一つご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2. 振込口座」で①をチェックした方のみ)

※ 通帳の見開きページやキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(代理人が申請する場合)『代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

代理人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をいずれか一つご用意ください。

(代理人(法定代理人)が申請する場合)『登記事項証明書(コピー)』

(代理人(親族等)が申請する場合)『代理人であることを証明する書類の写し(コピー)』

※「戸籍謄本」(直近3カ月以内に取得したもの)などの写し(※本人と代理人の関係により、提出書類が異なります。)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、給付することができません)

本申立ての内容に相違ありません。

令和

年

月

日

申請者氏名